

「地域防犯防火情報拠点」モデル事業の実施について

地域団体等が協力して、地域防犯防火活動にかかる各種情報の収集・提供できる拠点を整備し、自主的な運営を行う場合に、その整備運営費等に対して一定額を助成する事業を開始する。

今回、光が丘地域において、拠点整備に必要なスペースが確保され、拠点運営体制も整備されたので、「光が丘地域防犯防火情報拠点」について、当該事業のモデル事業として実施する。

記

1 「地域防犯防火情報拠点」の概要（別図参照）

(1) 運営主体

区に登録済の「地域防犯防火連携組織」

「地域防犯防火連携組織」とは

おおむね小学校の学区域を単位として、学校・町会自治会・PTA・商店会など地域団体等が集まり、その地域の子どもの安全など地域防犯防火について情報交換および協力連携して活動を行う組織

(2) 運営内容

- ・ 地域防犯防火活動の拠点として、各種用品等の保管および連携組織構成団体相互間の情報交換ができるスペース
- ・ 地域防犯防火にかかる各種情報の通報、当該情報の管轄警察署への連絡
- ・ 地域防犯防火にかかる各種相談への対応
- ・ その他、道案内など

(3) 「地域防犯防火情報拠点」に対する区の支援

当該拠点整備にかかる施設改修費・各種機器購入費、当該拠点運営にかかる維持管理費・光熱水費等の経費について一定額を助成

2 「光が丘地域防犯防火情報拠点」のモデル事業について

(1) 施設整備について

① 整備予定地（別紙参照）

練馬区光が丘 2-9-6

「練馬区立光が丘区民センター」2階エントランスの一角

- ② 床面積
8 m²程度
- ③ 設備・備品
電気設備（照明・空調・情報機器類など）。
テーブル・イス・パソコン など

(2) 施設運営について

- ① 運営主体
光が丘住民組織連合協議会を中心とした「地域防犯防火連携組織」
- ② 運営体制
一定時間内、当該拠点において「地域防犯防火連携組織」メンバーが各種業務を行う。
- ③ 運営に対する支援
練馬区および光が丘警察署は、「安全安心パトロールカー」巡回パトロールの立ち寄りやパトロール中の警官の立ち寄りなど、当該拠点の運営に際し支援を行う。

3 整備までのスケジュールについて

- 平成 21 年 3 月 「光が丘地域防犯防火情報拠点」整備工事開始
- 平成 21 年 4 月以降 「光が丘地域防犯防火情報拠点」運営開始

光が丘区民センター2階案内図

